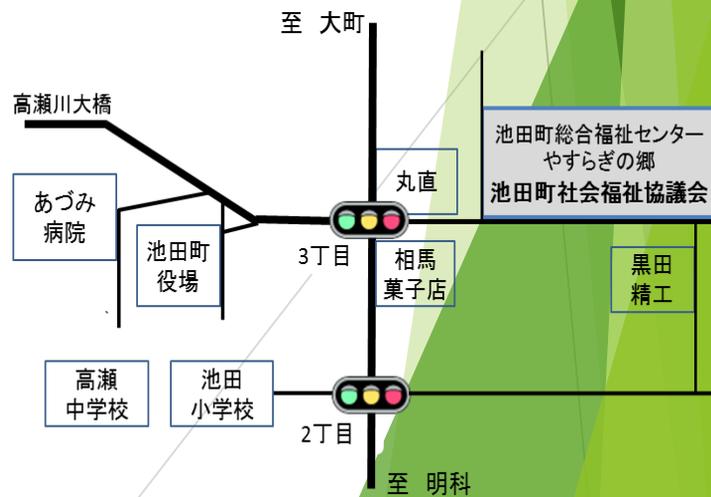


いけだ訪問介護事業所 ご案内



池田町社会福祉協議会



～いけだ訪問介護事業所の概要～

(運営: 社会福祉法人池田町社会福祉協議会)

事業所理念

その人がその人らしく、安心して住み慣れた家で、自立した生活が出来るように、笑顔と優しさでお手伝いします。

★チームワークをとり、統一したサービスを心がけます。

★研修に積極的に参加し、介護技術の向上を目指します。

所在地 : 北安曇郡池田町大字池田2005番地1

問い合わせ先 : 電話 0261-62-1300 FAX 0261-62-2680

池田町社協 URL : <http://ikedashakyo.or.jp>

池田町社協 E-mail : info@ikedashakyo.or.jp

営業時間 : 年中無休・24時間営業

受付時間 : 午前8時30分～午後5時30分

サービス内容 : 訪問介護・訪問型サービス(相当サービス・A型サービス)

障がい者総合支援法に基づく居宅介護等

サービス実施地域 : 池田町



●職員体制等

職種・資格	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	職務内容
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1名			1名	1名	従業者と業務の一元的管理
サービス提供責任者		2名			1名	1名	①利用申込に係る調整 ②介護員に対する技術指導 ③サービス内容の管理 ④訪問、居宅介護計画の作成 ⑤利用者に対する利用等の説明
介護員(介護福祉士)	1名	2名	5名		5.2名	2.5名	訪問介護 居宅介護 重度訪問介護
介護員(行動援護従事者)		1名	1名		0.1名		行動援護
事務職員			1名		0.1名		

訪問介護でできるのは利用者の援助・支援です！

訪問介護サービスは、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、身の回りのお世話や家事のお手伝いなど、利用者本人を支援するサービスです。

できること	できないこと
<p>【身体介護】 お風呂やトイレ、食事など利用者本人の身体に直接ふれて動作などの手助けをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事の介護 衣類の着脱 起床、就寝の介助 入浴の介助 服薬の確認 排泄の介助 通院のための乗車・降車の介助 	<p>直接本人の援助に該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者以外の家族への調理 利用者が使用する居室以外の掃除 来客の応援 洗車 医療行為
<p>【生活介護】 調理や洗濯、掃除など、身体介護以外の日常生活を援助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衣類の整理、補修 ベッドメイク 日常の食事の準備や調理 日常的な部屋の掃除 洗濯 生活必需品の買い物・薬の受け取り 	<p>日常生活の援助に該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 草むしりや花の水遣り、植木の手入れなど 家具、電気器具などの移動、修繕、模様替え 大掃除、窓拭き、床のワックスがけ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り



●サービス内容に関する相談・苦情



事業所受付時間：午前9時～午後4時30分

当法人の窓口 社会福祉法人池田町社会福祉協議会	井上賢一郎（事務局長）	電話 0261-62-9544(代)
いけだ訪問介護事業所	上條 美佳（管理者）	電話 0261-62-1300

池田町の相談・苦情窓口

- 池田町健康福祉課
- 北アルプス広域連合（保険者）
- 長野県国民健康保険団体連合会

電話：0261-61-5000
電話：0261-22-7196
電話：026-238-1580

1.訪問介護（1回のご利用額）※要介護1～5の方で1割負担の方の場合

サービス内容	時間	利用料
身体介護	30分未満	275円
	1時間未満	436円
生活援助	45分未満	201円
	45分以上	248円
身体・生活	75分未満	349円

2.第1号訪問事業

訪問型サービス（独自）※事業対象者、要支援1・2の方で1割負担の方の場合

	サービス内容	介護区分	利用額
月額	訪問型サービス費（Ⅰ）週1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	1,176円
	訪問型サービス費（Ⅱ）週2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	2,349円
	訪問型サービス費（Ⅲ）週2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2	3,727円

3.訪問型サービス（A型）※事業対象者、要支援1・2の方で1割負担の方の場合

	サービス内容	介護区分	利用額
月額	訪問型サービスA（Ⅰ）週1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	1,085円
	訪問型サービスA（Ⅱ）週2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	2,113円
	訪問型サービスA（Ⅲ）週2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2	3,370円

（※1）平成19年4月1日より、体制要件及び人材要件が適合したため、特定事業加算（Ⅱ）を算定しております。（所定単位数×10%）

（※2）下記の加算料金は、1,2サービスの基本料金に上乗せになります。3のサービスは①のみ上乗せになります。

- ①処遇改善加算Ⅰ 13.7%
- ②特定処遇改善加算Ⅰ 6.3%

新規ご利用の場合、ご都合の良い日に事前の訪問をさせていただきます。
事前訪問では、

- ①ご契約・ご利用についての説明をさせていただきます。
（口座振替を希望される場合は、通帳及び印鑑をご用意下さい。）
- ②ご利用者様のご自宅での様子、ご利用者様の生活歴等を伺います。
- ③ヘルパー訪問の内容を詳しくご相談させていただきます。

